

佐世保高等技術専門校訓練支援協会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、長崎県立佐世保高等技術専門校（以下「専門校」という）における専門校生の福利厚生等の事業を行うことにより、職業訓練行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、佐世保高等技術専門校訓練支援協会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、専門校に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 寮生の給食に関すること
- 2 寮費に関すること
- 3 専門校での賄いに関すること
- 4 専門校訓練生の入校経費に関すること
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 役員及び職員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
常務理事	1名
理事	2名
監事	2名

- 2 会長は、専門校の校長の職にある者をもって充てる。
- 3 常務理事は、専門校の総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 理事は、専門校の副校長、学生部長担当指導課長の職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、雇用労働政策課総括課長補佐の職にあるもの、外部の有識者をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協会を代表し、業務を統轄する。会長に事故あるときは、常務理事がその職務を代行する。

- 2 常務理事は、会長の命を受け、本会の業務を掌理する。
- 3 理事は、役員会の付議事項を審議し、業務を掌理する。
- 4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を役員会に報告する。

(役員会)

第7条 第4条に規定する事業の基本方針は、役員会において決定する。

- 2 役員会は、会長が召集する。
- 3 役員会の議長は、会長とする。

- 4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 役員会の議事は、出席 役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 役員会は、毎年1回以上開かなければならぬ。

(職員)

第8条 本会に次の職員を置き、会長がこれを任免する。

事務局長	1名
書記	若干名
事務職員	若干名

第3章 会計

(会計)

第9条 会計に、一般会計及び特別会計を設ける。

第10条 本会の一般会計は、専門校寮生の寮費、江迎公舎の管理費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の特別会計は、専門校訓練生の入校経費、学生寮個室電気料、江迎公舎の光熱水費とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算)

第12条 本会の予算は、毎会計年度開始前に役員会の議決を経てこれを定める。

(決算)

第13条 本会の事業報告書及び決算書は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の監査を経て役員会の承認を得なければならない。

第4章 補則

(規約の変更)

第14条 本会の規約を変更しようとするときは、役員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第15条 本会は、役員の4分の3以上の同意がなければ解散することができない。解散に伴う資産の処分についても同様とする。

(委任)

第16条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

改定、令和2年4月1日から施行する。